## 新たに限度額適用認定証の申請が必要

## 国保加入者の方へ 70歳以上の高額療養費の限度額が変わります。

平成30年8月から、高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり変更になります。 「限度額認定証」の申請が必要になる場合がありますので、ご留意ください。 ご不明の際はお問い合わせください。

[国民健康保険課 給付グループ 電話:098-862-4262]

## 平成30年7月までの上限額(70歳以上)

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 の総額- 267,000円) ×1% 〈44,400円 ※2〉
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 年間上限額 44,000円※】	57,600円 〈44,400円 ※2〉
住民税非課税	低Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	低 I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下 など)		15,000円

## 平成30年8月からの上限額(70歳以

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費総額- 842,000円)×1% 〈140,100円※2〉	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167, 400円+(医療費総額- 558, 000円)×1% 〈93, 000円※2〉	
現役並み I 課税所得145万円以上	80, 100円+(医療費の総額- 267, 000円)×1%〈44, 400 円※2〉	
課税所得 145万円未満	18,000円 年間上限額 144,000円※1	57, 600円 〈44, 400円 <b>※</b> 2〉
低Ⅱ 住民税非課税世帯※3		24,600円
低 I 住民税非課税世帯※3 (年金収入80万円以下 など)	8, 000円	15, 000円

※1は、自己負担額の年間(8月1日から翌年7月31日までの間)限度額

※2〈〉内の金額は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

※3 住民税非課税世帯については、従来通り、限度額適用・標準負担減額認定証を交付します。